

令和 年 月 日

美里町新型コロナウイルス感染症対応感染拡大防止時短要請協力金  
交付申請書  
(令和3年4月延長要請分)

美里町長 殿

申請者 事業所の郵便番号  
事業所の所在地  
事業所の名称（屋号）  
事業所の電話番号  
代表者名 ⑩  
(個人事業主の場合)  
代表者の住所  
代表者の電話番号

令和3年度において、下記のとおり美里町新型コロナウイルス感染症対応感染拡大防止時短要請協力金の交付を受けたいので、美里町補助金等交付規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円  
(※時間短縮営業実施店舗数×24万円で記入してください。)
- 2 時間短縮営業実施店舗数 店舗  
(要請対象区域内にあり時間短縮営業を実施した全店舗数を記載してください。)
- 3 申請者の基本情報

申請事業者 情報	□法人	□会社法人 □その他法人 ( )										
		法人番号										
	□個人事業者											
日中連絡が 取れる方	□代表者に同じ ※異なる場合は右欄記入要		フリガナ 氏 名									
	連絡先	(電話番号) (メール)										

#### 4 添付書類

- (1) 時間短縮営業を行った店舗情報シート（各申請店舗分）
- (2) 飲食店営業許可書の写し（各申請店舗分）
- (3) 風俗営業等営業許可書の写し（風俗営業等許可が必要な店舗分）
- (4) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- (5) 申請者名義の銀行口座通帳の写し

#### 5 誓約事項

同意チェック欄	
<input type="checkbox"/>	私は、美里町新型コロナウイルス感染症対応感染拡大防止時短要請協力金の交付申請に関して、次のとおり誓約します。 ※申請にあたっては、全ての事項を確認し、同意欄にチェックが必要です。
<ol style="list-style-type: none"><li>1 美里町補助金等交付規則（平成18年美里町規則第33号。以下「規則」という。）及び美里町新型コロナウイルス感染症対応感染拡大防止時短要請協力金交付要綱（令和3年美里町告示第48号）に従うことについて同意します。</li><li>2 宮城県から送付された令和3年4月27日付け「宮城県内（仙台市を除く。）における接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店の事業者の皆様へ」等の書類を確認しています。</li><li>3 対象施設を運営しています。また、要請事項が時間短縮営業の場合にあつては、従来の営業時間（新型コロナウイルス感染症の影響がない場合における通常の営業時間）が要請事項の範囲外の時間帯となっています。</li><li>4 対象期間の開始日の前日以前から対象施設を運営しています。</li><li>5 申請時点において対象施設の運営を継続しています。</li><li>6 対象期間の全ての日において、運営する全ての対象施設が全面的に要請事項に協力しています。 【対象期間】 令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日午前5時まで 【要請事項】 午前5時から午後9時までの時間短縮営業</li><li>7 対象施設の運営にあたり、感染防止対策を実施し、宮城県の新型コロナ対策実施中ポスターの取得及び掲示等を行っています。</li><li>8 対象施設の運営にあたり、必要な許可等を全て有しており、法令違反等はありません。</li><li>9 協力金の交付を受けた場合の交付対象者名、対象施設名及び対象施設所在地等の公表に同意します。</li><li>10 代表者、役員又は使用人その他の従業員等は、美里町暴力団排除条例（平成24年美里町条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当しません。また、同条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有しておらず、将来にわたっても有しません。</li><li>11 申請書類及び添付書類の内容について、美里町が行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。</li><li>12 申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。</li><li>13 宮城県及び美里町から報告、立入検査等の求めがあつた場合は、これに応じます。</li><li>14 申請内容に虚偽その他不正があつた場合は、事業者名や対象施設名などの情報が公表されることに同意します。</li><li>15 虚偽その他不正により協力金の交付決定又は交付を受けたことが判明した場合は、規則第14条の規定による決定の取消し及び規則第15条の規定による協力金の返還に応じるとともに、期限までに協力金を返還しなかった場合は、その未納額につき美里町税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成25年美里町条例第41号）第4条の規定による延滞金を納付することに応じます。</li></ol>	